

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年七月六日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第十八号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第四号中「五日」を「七日」に改め、同条第八号中「非常災害」を「災害」に改め、同条第九号を次のように改める。

九 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 七日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第二十二条 職員が次の各号のいずれかに該当した場合は、それぞれ当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 自発的に、かつ、報酬を得ないで、被災者、障害者等に対する支援活動その他の人事委員会規則で定める社会に貢献する活動を行う場合 一の年において七日を超えない範囲内でその都度必要と認められる期間</p> <p>五～七 略</p> <p>八 地震、水害、火災その他の災害により交通が遮断され、又は途絶した場合 その都度必要と認める期間</p> <p>九 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 七日を超えない範囲内でその都度必要と認められる期間</p> <p>イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができなことが。</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第二十二条 職員が次の各号のいずれかに該当した場合は、それぞれ当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 自発的に、かつ、報酬を得ないで、被災者、障害者等に対する支援活動その他の人事委員会規則で定める社会に貢献する活動を行う場合 一の年において五日を超えない範囲内でその都度必要と認められる期間</p> <p>五～七 略</p> <p>八 地震、水害、火災その他の非常災害により交通が遮断され、又は途絶した場合 その都度必要と認める期間</p> <p>九 天災事変により職員の現住居が滅失し、又は破壊された場合 一週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</p>
十略	十略